

平成23年3月31日
株式会社 山梨中央銀行

東北地方太平洋沖地震により被災された他行預金者の皆さまに対する「代理払戻し」について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申しあげます。

株式会社山梨中央銀行(頭取 芦澤 敏久)では、平成23年3月31日から、東北地方太平洋沖地震により被災された株式会社東邦銀行および株式会社常陽銀行にご預金をお持ちの皆さまを対象として、「代理払戻し」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

被災された皆さまのご健康と、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

記

1. 対象となる銀行

東邦銀行および常陽銀行

2. 代理払戻しの内容

(1) 払戻対象預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金、一般財形

(2) 払戻限度額

通帳または証書と、お届出印を窓口にご持参いただける場合

ご預金残高の範囲内で、1口座あたり1日100万円まで(千円単位、個人・法人は問いません)

通帳または証書、お届出印の両方またはいずれかを窓口にご持参いただけない場合

ご預金残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円まで(千円単位、個人・法人は問いません)

財産形成預金の場合は、証書・お届出印の有無にかかわらず、1口座あたり1日10万円まで

3. 本人確認について

(1) ご本人さまであることが確認できる「運転免許証」や「健康保険証」などをできる限りご持参ください。

(2) 本人確認資料をお持ちでない場合でも、山梨中央銀行の窓口にご相談ください。

4. 取扱開始日

平成23年3月31日(木)

5. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

フリーダイヤル: 0120-201862 (照会コード: 9)

[受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

以上